

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

マカオ

食品表示

1. 一般的な表示要件.....	1
2. 食品の起源や保管条件/使用条件などについて消費者を誤解させる可能性がある場合（同規則第 14, 15,16 条）	1
3. 肉製品の「冷凍日付（FREEZE BY）」表示.....	1
4. 他の特定の表示要件	2

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

マカオの食品表示規制は、法令第 50/92/M 号(第 7/2004 号によって一部改正されている)第 20 条によってマカオ政府経済局(Macau Economic Services)のもとに位置づけられ、以下の通り規定している。

1. 一般的な表示要件

マカオにおいて包装済み食品及び飲料は表示要件の対象となり、5%以上のアルコールを含む飲料は免除される。包装への表示には、以下の項目を示す必要がある。

- (1) 製品名/販売名:
- (2) 原材料名。含まれる食品添加物の名称と機能を分類についてのリストは、管理規則第 556/2009 号の表 2 に示されている(食品添加物の項参照):
 - 単一原材料の製品、生鮮の果物および野菜、炭酸水、菌と塩以外の原材料を使用していない発酵乳製品については、原材料名の表示が免除される。
- (3) 日付表示: 消費/賞味期限:
 - 製品の貯蔵期限が 3 か月未満の場合、月日で賞味期限を記す。貯蔵期限が 3~18 か月の製品は年月で賞味期限を記す。賞味期限が 18 か月を超える製品は、年のみで賞味期限を記す。
- (4) 農産物、供給後 24 時間以内に消費されるパンおよびペストリー、酢、塩、砂糖、キャンディー、チューインガムは表示が免除される。
- (5) 名称(輸入者/会社)、所在地を含む輸入者の連絡先情報
- (6) 正味重量/数量
- (7) ロット識別コード/番号

2. 食品の起源や保管条件/使用条件などについて消費者を誤解させる可能性がある場合 (同規則第 14, 15,16 条)

- (1) 特定の条件下では、原産国、保管方法、使用方法を包装済み食品の表示として記載する必要がある。
- (2) 包装されていない食品の表示要件は、製品名、製品の原産地、ロット番号、及び賞味期限についての表示が求められる。

3. 肉製品の「冷凍日付 (freeze by)」表示

マカオ政府は、肉製品についての「冷凍日付 (freeze by)」の表示を認めていない。肉製品の貯蔵期間は、冷凍することによって延長することはできない。マカオ政府は、香港の輸出業者が、「冷凍日付 (freeze by)」表示の隣に、日付を変更せずに「賞味期限 (use by)」のシールを貼付して修正する方法を是正措置として受容している。

食品の表示はポルトガル語、中国語または英語により表示できる。

4. 他の特定の表示要件

現時点において、マカオでは、栄養表示、(健康)強調表示、遺伝子組み換え (GE) 食品、有機食品、等に関する他の特定の表示規制はない。